

改正

昭和50年3月29日規則第16号

昭和52年9月29日規則第28号

昭和53年9月25日規則第42号

昭和54年6月22日規則第20号

昭和55年3月27日規則第13号

昭和55年12月1日規則第41号

昭和56年3月28日規則第9号

昭和60年3月20日規則第5号

昭和61年3月27日規則第10号

昭和61年6月27日規則第29号

昭和63年12月24日規則第42号

平成元年3月29日規則第15号

平成2年3月29日規則第5号

平成3年3月22日規則第25号

平成6年9月28日規則第36号

平成7年3月27日規則第20号

平成8年11月22日規則第37号

平成9年3月27日規則第18号

平成12年3月27日規則第11号

平成13年3月23日規則第21号

平成13年6月28日規則第52号

平成17年3月24日規則第14号

平成18年3月23日規則第52号

平成21年1月19日規則第3号

平成25年4月22日規則第31号

平成26年2月6日規則第3号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成27年3月25日規則第13号

平成31年3月28日規則第15号

令和2年5月8日規則第46号

高松市中央卸売市場業務条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第2条—第12条）

第2節 仲卸業者（第13条—第20条）

第3節 売買参加者（第21条・第22条）

第4節 買出人（第23条・第24条）

第5節 関連事業者（第25条—第30条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第31条—第37条）

第4章 物品の品質管理（第38条）

第5章 市場施設の使用（第39条—第47条）

第6章 監督（第48条—第50条）

第7章 雑則（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市中央卸売市場業務条例（昭和46年高松市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（施設使用許可の申請）

第2条 条例第9条第3項に規定する申請書は、卸売業者施設使用許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、当該申請をする法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）登記事項証明書

（2）定款

- (3) 直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) 役員名簿
- (6) 役員の住民票の写し
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) 市税に滞納がないことの証明書

3 市長は、条例第9条第1項の許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、市場関係事業者その他関係者の意見を聴くことができる。

（許可の条件等）

第3条 市長は、条例第9条第1項の許可に、同条第3項に規定する申請者が遵守事項を遵守することその他高松市中央卸売市場（以下「市場」という。）の施設の適正な使用の確保に必要な条件を付することができる。

2 市長は、条例第9条第1項の許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び前項の規定により付した条件を変更することができる。

（許可の期間の更新）

第4条 条例第10条第2項の許可の期間の更新を受けようとする卸売業者は、当該許可の期間の満了する日の30日前までに卸売業者施設使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の許可の期間の更新については、前条の規定を準用する。

（欠格条項該当の届出）

第5条 卸売業者は、条例第11条第1項各号（第3号、第4号及び第8号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を欠格条項該当届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（純資産額）

第6条 条例第11条第2項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とする。

（保証金の額）

第7条 条例第13条に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、次の

とおりとする。

青果部 450 万円

水産物部 450 万円

(卸売担当者の選任の届出)

第 8 条 条例第 16 条第 2 項の規定による届出は、卸売担当者選任届出書（様式第 5 号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該卸売担当者の履歴書を添付しなければならない。

(卸売担当者に係る変更等の届出)

第 9 条 条例第 16 条第 3 項の規定による届出は、卸売担当者を変更した場合（卸売担当者の解任に伴い新たに卸売担当者を選任した場合をいう。）にあつては卸売担当者に係る届出事項変更等届出書（様式第 6 号）及び新たに選任した者に係る卸売担当者選任届出書（様式第 5 号）によるものとし、卸売担当者を解任し、又は前条の卸売担当者選任届出書（様式第 5 号）の記載事項に変更があつた場合にあつては卸売担当者に係る届出事項変更等届出書（様式第 6 号）によるものとする。

2 前項に規定する卸売担当者を変更した場合における卸売担当者選任届出書については、前条第 2 項の規定を準用する。

(変更等の届出)

第 10 条 条例第 17 条の規定による届出は、卸売業者に係る変更等届出書（様式第 7 号）によるものとする。

2 卸売業者は、第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、その旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(事業報告書)

第 11 条 条例第 18 条第 1 項に規定する事業報告書は、卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）別記様式第 2 号に規定する事業報告書によるものとする。

(卸売業者の区別)

第 12 条 卸売業者の代表者、役員及びその使用人は、市場内で業務に従事するときは、その者であることが容易に判別できるよう一定の帽子を着用することその他の措置をとらなければならない。

第 2 節 仲卸業者

(施設使用許可の申請)

第 13 条 条例第 21 条第 3 項の規定による仲卸業者の施設使用許可の申請については、第 2 条の規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 9 条第 1 項」とあるのは、「第 21 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(許可の条件等)

第 14 条 市長は、条例第 21 条第 1 項の許可に、同条第 3 項に規定する申請者が遵守事項を遵守することその他市場の施設の適正な使用の確保に必要な条件を付することができる。

2 市長は、条例第 21 条第 1 項の許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び前項の規定により付した条件を変更することができる。

(許可の期間の更新)

第 15 条 条例第 22 条第 2 項の許可の期間の更新については、第 4 条の規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「前条」とあるのは、「第 14 条」と読み替えるものとする。

(欠格条項該当の届出)

第 16 条 仲卸業者は、条例第 23 条各号（第 3 号、第 4 号及び第 8 号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を欠格条項該当届出書（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

(保証金の額)

第 17 条 条例第 25 条第 1 項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、第 45 条に規定する使用料（仲卸業者市場使用料を除く。）の月額額の 3 倍に相当する額とする。

(変更等の届出)

第 18 条 条例第 26 条の規定による届出については、第 10 条第 1 項の規定を準用する。

2 第 10 条第 2 項の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同項中「第 2 条第 2 項第 1 号」とあるのは、「第 13 条において準用する第 2 条第 2 項第 1 号」と読み替えるものとする。

(経営状況報告書等の提出)

第 19 条 条例第 27 条に規定する規則で定める書類は、事業年度の末日現在における次に掲げる書類とする。

- (1) 経営状況報告書（様式第 8 号）
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 利益金処分書又は欠損金処理書

(5) 役員名簿

(仲卸業者の区別)

第20条 仲卸業者の代表者、役員及びその使用人は、市場内で業務に従事するときは、その者であることが容易に判別できるよう一定の帽子を着用することその他の措置をとらなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第21条 条例第29条の規定による届出は、売買参加者届出書(様式第9号)によるものとし、卸売業者を経由して市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書(法人にあっては、代表者の履歴書)(様式第10号)

(2) 誓約書(様式第11号)

(3) 卸売業者との間で締結した取引協定書の写し又は売買参加者で組織する協同組合に所属していることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(変更等の届出)

第22条 条例第30条の規定による届出は、売買参加者に係る届出事項変更等届出書(様式第12号)によるものとし、卸売業者を経由して市長に届け出なければならない。

2 売買参加者は、前条第2項第3号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

第4節 買出人

(買出人の届出)

第23条 条例第31条の規定による届出については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、同条第2項第3号中「卸売業者との間で締結した取引協定書の写し又は売買参加者で組織する協同組合に所属していることを証する書類」とあるのは「仲卸業者との取引に係る決済の方法を確認することのできる書類の写し」と読み替えるものとする。

(変更等の届出)

第24条 条例第32条の規定による届出については、第22条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「卸売業者」とあるのは、「仲卸業者」と読み替えるものとする。

2 第22条第2項の規定は、買出人について準用する。この場合において、同項中「前条第2項第

3号」とあるのは、「第23条において読み替えて準用する第23条第2項第3号」と読み替えるものとする。

第5節 関連事業者

(施設使用許可の申請)

第25条 条例第33条第3項に規定する申請書は、関連事業者施設使用許可申請書(様式第13号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第33条第3項に規定する申請者(以下この節において「申請者」という。)が法人である場合 当該法人に係る次のアからクまでに掲げる書類

ア 登記事項証明書

イ 定款

ウ 直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

エ 事業計画書

オ 役員名簿

カ 役員の住民票の写し

キ 誓約書(様式第14号)

ク 市税に滞納がないことの証明書

(2) 申請者が個人である場合 次のアからカまでに掲げる書類

ア 履歴書

イ 住民票の写し

ウ 資産調書

エ 事業計画書

オ 誓約書(様式第14号)

カ 市税に滞納がないことの証明書

(許可の条件等)

第26条 市長は、条例第33条第1項の許可に、申請者が遵守事項を遵守することその他市場の施設の適正な使用の確保に必要な条件を付することができる。

2 市長は、条例第33条第1項の許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした

事項及び前項の規定により付した条件を変更することができる。

(許可の期間の更新)

第 27 条 条例第 34 条第 2 項の許可の期間の更新を受けようとする関連事業者は、当該許可の期間の満了する日の 30 日前までに関連事業者施設使用許可申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第 25 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第 1 項の許可の期間の更新については、前条の規定を準用する。

(欠格条項該当の届出)

第 28 条 関連事業者は、条例第 35 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を欠格条項該当届出書（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

(保証金の額)

第 29 条 条例第 37 条第 1 項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、第 45 条に規定する使用料の月額額の 3 倍に相当する額とする。

(変更等の届出)

第 30 条 条例第 38 条の規定による届出は、関連事業者に係る変更等届出書（様式第 15 号）によるものとする。

2 関連事業者は、第 25 条第 2 項第 1 号ア、イ及びオに掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

第 3 章 売買取引及び決済の方法

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の結果の届出)

第 31 条 条例第 42 条第 1 項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果届出書（様式第 16 号）により、当該卸売をした日の属する月の翌月の 20 日までに行うものとする。

(市場外にある物品の卸売に係る届出)

第 32 条 条例第 43 条第 1 項の規定による届出は、市場外保管施設届出書（様式第 17 号）によるものとする。

2 卸売業者は、前項の届出書の記載事項に変更があったとき、又は当該施設を使用しなくなった

ときは、速やかにその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、同項の規定を準用する。

3 条例第 43 条第 2 項の規定による届出は、市場外卸売結果届出書（様式第 18 号）により、当該卸売をした日の属する月の翌月の 20 日までに行うものとする。

（販売原票等の作成）

第 33 条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、取引内容を的確に把握することのできる販売原票を直ちに作成するとともに、売渡票を作成し、その相手方の買受人に交付しなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第 34 条 条例第 44 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 営業日及び営業時間
- （2） 取扱品目
- （3） 取扱品目の部類に属する物品の引渡しの方法
- （4） 委託手数料その他の取扱品目の部類に属する物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- （5） 取扱品目の部類に属する物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（現金その他市長が適当と認める方法に限る。）
- （6） 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

2 条例第 44 条第 2 項の規定による届出は、売買取引条件の公表内容の届出書（様式第 19 号）によるものとする。

（仲卸業者の卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る販売の結果の届出）

第 35 条 条例第 45 条第 1 項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る販売結果届出書（様式第 20 号）により、当該販売をした日の属する月の翌月の 20 日までに行うものとする。

（卸売予定数量等の報告）

第 36 条 条例第 47 条第 1 項の規定による報告は、卸売予定数量等報告書（様式第 21 号）により販売開始時刻までにしなければならない。

2 条例第 47 条第 2 項の規定による報告は、取扱高報告書（様式第 22 号）により販売終了後直ちにしなければならない。

3 条例第 47 条第 3 項の規定による報告は、品目別、産地別、日別月間卸売金額報告書（様式第 23 号）、種目別、日別月間売上高報告書（様式第 24 号）及び卸売方法別、日別月間売上高報告書（様

式第 25 号) により行うものとする。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第 37 条 条例第 48 条第 1 項の規定による掲示は、販売開始時刻までにしなければならない。

2 条例第 48 条第 2 項の規定による公表は、卸売場の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

3 条例第 48 条第 3 項の規定による公表は、当該交付又は受領をした日の属する月の翌月の 10 日までに、委託手数料及び奨励金等の種類ごとに区分して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

第 4 章 物品の品質管理

第 38 条 条例第 51 条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 卸売業者は、その卸売の業務に係る施設ごとに、当該施設に係る取扱品目及び設定温度(当該施設が温度管理機能を有する施設である場合に限る。)並びに物品の品質管理の責任者及びその責務を定めるとともに、当該責任者の氏名を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

(2) 卸売業者は、前号の規定により物品の品質管理の責任者及びその責務を定めたときは、品質管理責任者に係る届出書(卸売業者用)(様式第 26 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならないこと。当該届出書の記載事項に変更があったときも、同様とする。

(3) 仲卸業者は、その仲卸の業務に係る施設ごとに、物品の品質管理の責任者を定めるとともに、当該責任者の氏名を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

(4) 仲卸業者は、前号の規定により物品の品質管理の責任者を定めたときは、品質管理責任者に係る届出書(仲卸業者用)(様式第 27 号)を市長に提出しなければならないこと。当該届出書の記載事項に変更があったときも、同様とする。

第 5 章 市場施設の使用

(市場施設の使用申請等)

第 39 条 条例第 52 条第 1 項の規定により市場施設の使用許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書(様式第 28 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 52 条第 1 項の規定による許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び条例第 76 条の規定により付した条件を変更することができる。

(市場施設変更申請)

第 40 条 使用者は、条例第 54 条第 1 項の承認を受けようとするときは、市場施設変更承認申請書

(様式第 29 号) に設計図書及び費用見積書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、市場施設備付け以外の看板、装飾等を設けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 3 市長は、条例第 54 条第 1 項の承認又は前項の承認（以下「変更承認」という。）をした後でも必要と認めるときは、変更承認に係る建築物等について、相当の指示をし、又は変更若しくは除去を命ずることができる。
- 4 変更承認又は前項の指示若しくは同項の規定による命令を受けた者は、工事しゅん工後遅滞なくしゅん工届（様式第 30 号）により市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

(工事施行及び賠償の免責)

第 41 条 市長は、市場施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、使用者が工事施行のためやむを得ない損害を被ることがあっても、市長は、その賠償の責を負わない。

(施設の清掃等)

第 42 条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理並びに消毒を行い、常に市場施設の清潔を保持しなければならない。

- 2 使用者は、常に商品、容器その他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。

(共同使用施設の清掃等)

第 43 条 2 人以上共同して、市場施設を使用する場合は、その共同使用者は、当該施設を連帯して清掃し、又は消毒しなければならない。

- 2 前項に規定する共同使用者は、清掃又は消毒に関する責任者及び費用の負担方法その他必要な事項を定めて、市長に届け出なければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項の規定による清掃又は消毒に関して、その計画及び費用の分担を指定することができる。

(施設の修繕等の命令)

第 44 条 市長は、使用者の設置した施設又は器具が破損したとき、又は破損していない場合であっても市場の管理上特に必要があると認めるときは、その修繕又は除却を命ずることができる。

(使用料)

第 45 条 条例第 59 条第 1 項に規定する規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

(使用料及び使用面積の計算方法)

第 46 条 前条の規定による使用料の算出において、使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数は 1 平方メートルとして計算する。使用面積が 1 平方メートルに満たないときも同様とする。

2 条例第 59 条第 5 項の規定による日割計算の方法は、月額料金の額にその月において使用した日数を乗じて得た額を 30 で除するものとする。

(使用料の納期)

第 47 条 月額による使用料は、その月分（市場使用料にあつては前月分）を毎月 25 日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納付しなければならない。

2 月の中途において使用を完了するものに係る使用料は、使用完了の日に納付しなければならない。

3 月額により難いものに係る使用料は、その都度徴収する。

第 6 章 監督

(残高試算表の提出)

第 48 条 卸売業者は、毎月末日をもって残高試算表を作成し、翌月 10 日までに市長に提出しなければならない。

(検査員証)

第 49 条 条例第 62 条第 2 項に規定する証明書は、高松市中央卸売市場検査員証（様式第 31 号）によるものとする。

(改善措置命令に係る財務の指標)

第 50 条 条例第 63 条第 1 項及び第 3 項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が 1 を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が 0.1 を下回った場合
- (3) 連続する 3 以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

第 7 章 雑則

(揭示事項)

第 51 条 市長は、次に掲げる場合においては、市場内にこれを揭示する。その変更があつたときも、同様とする。

- (1) 条例第5条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしたとき。
- (2) 条例第6条第2項の規定により、販売開始時刻及び販売終了時刻を定め、又は変更したとき。
- (3) 条例第40条第2項の規定により、売買取引の方法を指示したとき。
- (4) 条例第46条第3項の規定により、物品の売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。
- (5) 条例第64条の規定に基づく処分があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。

(委任)

第52条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年2月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和42年高松市規則第10号）
 - (2) 高松市中央卸売市場運営審議会規則（昭和42年高松市規則第9号）

附 則（昭和50年3月29日規則第16号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年9月29日規則第28号）

- 1 この規則は、昭和53年1月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市中央卸売市場業務条例施行規則別表2金額の項中併記欄については、この規則の施行日前から使用している施設の使用料については上段の金額を、この規則の施行日以後に使用を始める施設の使用料については下段の金額を適用する。

附 則（昭和53年9月25日規則第42号）

- 1 この規則は、昭和53年12月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市中央卸売市場業務条例施行規則別表2、付属営業人売場使用料及びバナナ発酵室使用料の金額の項中併記欄については、この規則の施行日前から使用している施設の使用料については上段の金額を、この規則の施行日以後に使用を始める施設の使用料については下段の金額を適用する。

附 則（昭和54年6月22日規則第20号）

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日規則第13号）

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定並びに別表2中冷蔵庫使用料及び土地使用料に係る改正部分は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高松市中央卸売市場業務条例施行規則別表2金融機関施設使用料及び会議室使用料の金額の項中併記欄については、この規則の施行日前から使用している施設の使用料については上段の金額を、この規則の施行日以後に使用を始める施設の使用料については下段の金額を適用する。

附 則（昭和55年12月1日規則第41号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月28日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日規則第5号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日規則第10号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月27日規則第29号）

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月24日規則第42号）

この規則は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日規則第15号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成2年3月29日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月22日規則第25号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月28日規則第36号）

この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

附 則（平成7年3月27日規則第20号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月22日規則第37号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第18号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第21号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月28日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条、第18条、様式第6号及び様式第10号から様式第10号の3までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月23日規則第52号）

この規則は、高松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年高松市条例第24号）の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

附 則（平成21年1月19日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月22日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年2月6日規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年高松市規則第3号。以下「改正前規則」という。）の規定により行うこととされている高松市中央卸売市場花き部の卸売業者に係る手続その他の行為であって、この規則の施行の際現に行われていないものについては、なお従前

の例による。

- 3 この規則の施行の際改正前規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年 3 月28日規則第15号）

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、様式第 7 号、様式第14号、様式第26号、様式第41号及び様式第42号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 7 号、様式第14号、様式第26号、様式第41号及び様式第42号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 高松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和 2 年高松市条例第 17 号。以下「改正条例」という。）附則第 4 項後段の規定の適用を受ける者に係る欠格条項該当の届出及び経営状況報告書等の提出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の高松市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 17 条第 1 項の規定により交付されている帽子及び仲卸業者章並びに旧規則第 23 条第 1 項の規定により交付されている帽子及び売買参加者章については、市長が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 改正条例による改正後の高松市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年高松市条例第 42 号）第 44 条第 1 項の規定による公表をしようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の高松市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「新規則」という。）第 34 条第 2 項及び様式第 19 号の規定の例により同条第 44 条第 2 項の届出を行うことができる。
- 5 改正条例附則第 13 項の適用を受ける者に係る関連事業者売場使用料については、同項に規定する規則で定める日までの間は、旧規則別表第 2 関連事業者売場使用料の項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりなされた手続その他の行為であって、新規則の規定に相当する規定があるものは、新規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第 45 条関係）

種別	使用料	摘要
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の単価と数量との積 の合計額の1,000分の3に相当する 額に100分の110を乗じて得た額	加工食料品、植物性乾物 及びその加工品その他食 品並びにすり身、餌料及
仲卸業者市場使用料	売上金額の1,000分の3に相当する 額に100分の110を乗じて得た額	び稚魚に限り、1,000分 の1に相当する額に100 分の110を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1 平方メートルにつき月額 136円	
仲卸業者売場使用料	1 平方メートルにつき月額 1,121円	
関連事業者売場使用料	1 平方メートルにつき月額 1,495円	
買荷保管所又は買荷積込所使用料	1 平方メートルにつき月額 124円	青果南棟及び水産北棟に 限る。
	1 平方メートルにつき月額 435円	
業者事務所使用料	1 平方メートルにつき月額 834円	
バナナ発酵室使用料	1 平方メートルにつき月額 921円	
倉庫使用料	1 平方メートルにつき月額 498円	
金融機関施設使用料	1 平方メートルにつき月額 2,325円	

会議室使用料	1回（2時間）につき 1,371円	超過時間1時間につき1割増、夜間使用の場合は2割増
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき月額 473円	
土地使用料	1平方メートルにつき月額 62円	
福利厚生施設 （休養室）使用料	1平方メートルにつき月額 816円	
屋上駐車場使用料	月額1台当たり 1,870円	

備考

- 1 この表において「売上金額」とは、消費税額及び地方消費税額を含む売上金額をいう。
- 2 使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。